

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月29日

北秋田市長 津谷 永光

## 記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権の終期	備考
R3-42	北秋田市前山字油畑沢 25	9-54	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字与治兵エ岱 26	7-15	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字喜右エ門岱 29	6-179	保安林	2041.3.31	
	北秋田市前山字外真木岱 31	6-57	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字重左エ門岱 32-1	9-73	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字与治兵エ岱 36	7-25	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字喜右エ門岱 37	6-185	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字外真木岱 42	6-68	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字外真木岱 43-1	6-67	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字二本杉岱 49	6-135	山林	2041.3.31	
	北秋田市前山字綱前 96	6-38	山林	2041.3.31	

## 2 縦覧場所

北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ

(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)

3 本公告により、北秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。